

平成 28 年 12 月 12 日

第 12 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成28年第12回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年12月12日（月）午後3時00分から

2. 開催場所 小国町役場 2階大会議室

3. 出席委員（11名）

会 長		北里 耕亮
会長職務代理者	1番	高村 夏規
委 員	2番	北里 千尋
	3番	北里 隆泰
	4番	安武 聖
	5番	佐藤 仲子
	6番	宮崎 博美
	7番	石松 丈多郎
	8番	阿南 美穂
	10番	松岡 克明

4. 欠席委員 9番 明里 孝良

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
（関係委員 2番 北里委員）

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
（関係委員 10番 松岡委員）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（関係委員 7番 石松委員）

第5 議案第3号 農地利用状況調査による非農地通知について

- | | | |
|-----|---------|---|
| 第 6 | 議案第 4 号 | 農地利用状況調査による非農地通知について |
| 第 7 | 議案第 5 号 | 農地利用状況調査による非農地通知について |
| 第 8 | 議案第 6 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について |
| 第 9 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書 |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄
事務局係長 穴井 桂子

7. 会議の概要

事務局長 　　ただ今から平成 28 年第 12 回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は 10 名で、総会は成立しております。それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北里会長にお願いいたします。

議 長 　　これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第 12 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 　　それでは、議事録署名委員は、1 番 高村委員 10 番 松岡委員にお願いいたします。
　　なお、本日の会議書記には事務局職員の穴井さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります

議 長 　　次に、日程第 2 議案第 1 号番号 1 「農地法第 3 条の規定による

耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案集をご覧ください。議案第1号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成28年12月12日提出。小国町農業委員会会長 北里耕亮でございます。番号1です。農地の所在については、大字上田になります。農地は、田が2筆で面積が2,366㎡となります。権利の種別は、3条による賃貸借です。貸付人、借受人は以下のとおりです。詳しくは、別途資料です。2ページに農地の情報があります。3ページに作付予定作物、水稻です。農機具の情報があります。権利を設定しようとする土地までの距離は300メートルです。4ページに家族構成が記載されております。主たる職業に会社員とありますが、週末は農業をされているそうです。5ページに周辺地域との関係が記載されております。6ページに地域との役割分担について記載されております。7ページに委任状があります。8ページに、今回は農地法第3条による貸し借りですので、双方が取り交した契約書の写しが添付されております。9ページが登記簿謄本の写しです。12ページが字図です。位置関係がわかる書類として、13ページにゼンリンの地図がございます。14ページに地元農業委員さんの確認書がついております。現場の状況としては、15ページの写真をご覧ください。圃場整備後の農地です。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の北里委員から報告をお願いします。

2番

12月1日に、松岡委員と事務局職員2名と確認に行ってきました。貸付人が熊本在住ということで、借受人が地元の方です。以前から耕作が行われていたところで、何ら問題はないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第3 議案第1号番号2「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成28年12月12日提出。小国町農業委員会会長 北里耕亮でございます。番号2です。農地の所在については、大字上田になります。農地は、田が5筆、畑が3筆の計8筆、面積が7,252㎡となります。権利の種別は、3条による無償移転です。譲渡人、譲受人は親子の関係です。詳しくは、別途資料です。17ページからです。19ページに農地の情報があります。20ページに作付予定作物、水稻、大根、白菜等です。農機具の情報があります。21ページに家族構成が記載されております。21ページの一番上に、権利を設定しようとする土地までの距離と時間が記載されております。22ページに周辺地域との関係が記載されております。23ページに地域との役割分担について記載されております。24ページに委任状があります。25ページからが登記簿謄本の写しです。33ページが字図です。位置関係がわかる書類として、37ページにゼンリンの地図がございます。39ページに地元農業委員さんの確認書がついております。現場の状況としては、41ページからの写真をご覧ください。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の松岡委員から報告をお願いします。

10 番 12月1日に、北里委員と事務局職員2名と確認に行ってきました

た。譲渡人は、譲受人のお父さんです。息子さんが農地としてこれから維持管理をされていくとのこと。皆さんのご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 確認ですが、21ページの世帯員の、奥さんの年齢は67歳とありますが、私は同級生ですので、65歳が正しいのではないかと思います。生年月日はわかりますか。

事務局長 許可申請書そのものが、委任を受けた代書人が作成しております。生年月日は記載がないので、確認をいたします。

10 番 謄本を見ると、お父さんの住所が違うということで住民票が添付されているのですか。

事務局長 おっしゃる通りです。住民票が添付されておりますけれども、番地表示が謄本と違っておりますので、確認のために添付してあります。38ページです。

議 長 それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第4 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成28年

12月12日提出でございます。番号1です。土地の所在は、黒淵です。該当地区は畑です。農振農用地外です。面積が109㎡になります。対象者は記載のとおりですが、一般個人住宅の案件でございます。転用理由ですが、家の建て替えを行うにあたり、敷地の調査を行ったところ、以前より通路として利用していた土地が農地であったためということで、詳しくは資料の45ページをご覧ください。県知事あての農地法第5条許可申請書の写しを添付しております。転用の目的は個人住宅です。農地について、畑が109㎡です。使用貸人からの使用借人については、娘の夫になります。47ページに事業計画書が付いております。土地の選定理由は、先ほど申し上げたとおりです。48ページは資金計画書です。49ページは登記簿謄本の写し。53ページは、平面図が付けてあります。今回の申請地が中央上部にあります。54ページに地籍図が添付してあります。字図も参考に付けてあります。56ページに始末書。委任状、確認書と添付してあります。60ページから写真が添付してありますが、一番上の方が立っているところが今回の申請地となります。以上で説明を終わります。

- 議長** ただいまの事務局の説明に関連して、黒淵地区担当の石松委員から報告をお願いします。
- 7 **番** 12月1日に、北里委員と事務局職員2名と確認に行ってきました。私も近所で、小さい時から知っていますけれども、以前から通路として使われておりました。道路から、そこを通らないと敷地内に入れないところです。ご審議よろしく願いいたします。
- 議長** ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。
- 3 **番** 確認です。始末書の記載の中に、父から相続とありますが、夫ではないのですか。
- 事務局長** 後で出てくる報告案件があるのですが、資料の85ページをご覧ください。相続による届出書ですが、86ページの登記簿の写しを見ると、確かに夫からの相続となっております。始末書の差し替え

を指示いたします。

議 長 それでは採決いたします。議案第2号について提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、日程第5 議案第3号、関連で日程第6 議案第4号 「農地利用状況調査による非農地通知について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3と4号です。資料62ページをご覧ください。議案第3号につきましては、非農地通知書(案)ということで、本日の総会をもって、該当者に農業委員会会長名で以下の文書を送付し通知を考えております。文書の中身につきましては、総会において農地に該当しないと判断し、変更の登記をお願いする内容です。その根拠となる資料につきましては、63ページの方に農地利用状況調査の資料が添付してありますが、西里地区の農地がB判定となり、対象農地の字図が64ページに添付してあります。場所としては、一体となった旧鉄道の下のところですが、65ページからの写真を見ていただきますと、これが現場の様子です。関連で議案3・4号をみていただきますと、これにつきましては、場所は一体となったところで、所有者がお二人いらっしゃって、その方々に非農地通知書(案)をご承認いただければ、通知したいと思っております。以上で、議案3・4号の説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、西里地区担当の佐藤委員から報告をお願いします。

9 番 12月5日に、明里委員と岡本さん、事務局職員2名と確認に行ってきました。写真を見ていただくとわかるように、現場はすでに荒れており、農地としての利用は難しいと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番 この非農地通知書にある、農地法第2条第1項とはどういうものですか。

事務局長 簡単に言いますと、非農地通知を出すにあたっては、農地法に基づいて総会の議決を必要とするというものです。

3 番 今後、非農地の案件がますます多くなると思いますが、法の基準というものが原則にあると思しますので、農地に該当しないという法律の根拠については、しっかり理解してください。

事務局長 わかりました。農地の定義がありますので、しっかり理解したいと思えます。

2 番 農地利用状況調査の判定で、非農地の判断の基準となる判定は荒廃農地でB判定のものですか。将来的に見たときに、どういう条件の物をいうのか。

事務局長 現況としては、この2年間行ってきた判断はB判定であり荒れているが、森林化もしていない。しかし、農地には戻せる。それがまさに今おっしゃったことだと思います。周りが山林に囲まれてしまっていて、道路条件が悪い。そういう場合に農地戻しても、悪条件によりすぐに荒れてしまう。現場の状況次第ですが、それを判断するのも皆さんでありますし、この総会の場だと思います。

5 番 この農地については、判定するのに中山間に入っているのかわからず、明里委員と悩みながらB判定をした経緯があります。中山間の情報もわかればいいのかと思います。

事務局長 非農地判断の場合に、国からの注意事項というものがあまして、交付金が流れている農地にB判定はあってはいけません。

3 番 所有者から非農地にしてほしいとの要請はあるのか。

事務局長 基本的には2つあります。農地パトロールで案件としてあがる場合と、以前から農地がどうしようもないという情報を聞いていて、農地を農業委員に確認してもらいあがってくる場合とあります。今の法律上、すべてが農地利用状況調査の中で調査した結果を、総会で議決するという流れになっています。

3 番 当然、所有者の承認はあるのでしょうか。農業委員会の非農地通知で登記ができるというものですか。

事務局長 今回のケースは、所有者自らが何とかしてくれという要請によるものです。総会の議決で通知をもらうことにより農家の方は助かるという流れです。ただし、本人が知らなくて農地利用状況調査でB判定した農地については、事務局は説明しないと本人は法務局に行って地目変更はしないと思います。これまでは、本人が承知の案件だけでした。

2 番 個人で登記するなら、登記にお金がかかるのですか。

事務局長 地籍調査で変わるのにお金はかかりませんが、登記にはかかると思います。

3 番 今後、農業委員会が農地利用状況調査をして、非農地の判断をしたときに、最終的には所有者が地目を変えることを承諾しないといけないのか。そのあたりがどうなのか。

事務局長 農業委員会は、農地法の中で非農地判断ができるという法の裏付けがあって、この議決をもらったら農地台帳上の削除ができます。イコール農地ではありません。それは、登記簿とは関係ありません。ただ、トラブル防止のために、登記簿まで変えてほしいということです。

10 番 この調査と通知を見ていると、調査はそこそこしてありますが、通知は抜けがないのかなと思います。地番的に抜けているところはないのだろうか。

事務局長 先ほど佐藤委員からお話があったように、今回の議案第3号の案

件については、土地の所有者は小国町の方ではないのですが、その管理をしている小国町在住の方がなんとかしてほしいとの要請により、現地の確認準備をしている段階で、非農地判断した一体となった農地の所有者が、もう一人いらっしゃったことから、その方のもとを訪れ説明し、現場を案内してもらった上で、議案第4号の上程となっております。

10 番 名寄せ等で確認した方が、抜けがないように思います。

事務局長 今回のやり方としては、名前で検索し、その方の所有の農地をすべてひろいだし、字図で確認しその字の農地すべてについて確認しています。

議 長 それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定しました。

議 長 次に議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第7 議案第5号「農地利用状況調査による非農地通知について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第5号。非農地通知書(案)ということで、先ほどの議案とは場所が違います。場所は黒淵の犬防田です。地番は476-13です。農地台帳、登記簿謄本共に原野です。現況は、山林です。面積は、約1ヘクタールです。詳しくは、資料の77ページからをご覧ください。ここにつきましては、営農型で許可を出したとこととであります。

して、79ページの字図を見てください。中央右下の方にある476-13番地です。この現場には、農業委員会も何度か行きましたが、80ページの航空写真を見てください。測量は済んでおります。当該地は、明らかに山林化しており、持ち主から非農地の処理をお願いしたいとの申し出があったものです。こちらも、利用状況調査で現地を確認しておりましたので、今回の流れになりました。現場の様子は、83ページに写真がございます。該当地には40～50年の杉の立木があります。これについても、非農地判断をお願いするものです。以上で説明を終わります。

- 議 長** ただいまの事務局の説明に関連して、黒淵地区担当の石松委員から報告をお願いします。
- 7 番 12月5日に、安武委員、事務局職員2名、コンサルの方と確認に行ってきました。皆さんも以前何度か行かれていると思いますが、草地として利用していた部分は、みなさんご存知と思いますが、該当地は杉やクヌギが立っておりまして、急傾斜地で農地としての利用は難しいと現場を見ていて思いました。皆様のご審議よろしく願いいたします。
- 議 長** ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。
- 1 番 ここは、以前持ち主と一緒に現地を見た場所と同じところですか。
- 事務局長 そうです。
- 10 番 杉は、全面に入っているのですか。一部でも山林になっていないのであれば、分けないといけないのではないかと。
- 事務局長 測量が入っていますので。資料で確認するとすれば、80ページの航空写真になると思います。すべてが山林化しております。
- 議 長** それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定しました。

議 長 次に日程第8の議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第6号。農業経営基盤評価促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。農地の所在については、北里になります。字は童子院です。地目は田で、面積が2,955㎡です。新規です。利用権の設定をする者等は、以下のとおりです。利用目的については田として利用し、期間が10年、賃借料は現物支給の10aあたり30kgとなっています。別紙資料のほうをご覧ください。利用権の設定を受ける方の農業経営の状況はご覧のとおりです。利用権を設定する場所の経営作物は、水稻となっています。農作業従事日数300日、男1人、女1人です。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に日程第9 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、事務局より報告をお願いします。

事務局長 報告第1号。農地法第3条の3第1項の規定による届出書。下記の農地について、相続により取得したということで、先ほどの5条の案件の方的分です。報告いたします。

議 長 　　ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

議 長 　　ないようですので、報告第 1 号を終わります。

議 長 　　それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 1 2 回
総会を閉会致します。

平成 2 8 年第 1 2 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するた
めここに署名する。

1 　　番

1 0 　番